

令和2年(2020年)3月18日

米原高等学校保護者様

滋賀県立米原高等学校

校長 田邊 雅之

春季休業期間中の部活動について（お願い）

このたびは、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、ご理解とご協力を賜りまして誠にありがとうございます。

さて、滋賀県教育委員会から3月17日付けで「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に関する春季休業期間中の対応について」の通知がありました。（別添資料をご参照ください。）本校としましては、生徒のみなさんの健康と安全を第一に考え、十分な感染症拡大防止対策をとった上で、3月25日から校内に限った活動を実施していく予定をしております。活動再開にあたっては、生徒に感染症拡大防止対策を十分に指導させていただきます。具体的な注意点は、以下の通りです。

- ① 健康観察を確実にを行い、風邪等の症状がある場合は活動に参加しない。
- ② マスクの着用、手洗い・手指の消毒、うがいの実施を徹底する。
- ③ 屋内で活動する場合は、部屋の換気をこまめに行う。
- ④ 体育館内では人の密度が高くならぬよう、活動する部の数を制限する。
- ⑤ 更衣室や部室の利用については、一度に大勢の生徒が利用しないように工夫する。
- ⑥ 活動場所や手で触れる器具や道具類はこまめに掃除を行い、衛生を保つ。

また、他校との練習試合や合同練習、合宿、遠征、演奏会、展覧会等は見合わせます。あくまでも、生徒本人や保護者様のご意向を尊重し、活動を強制するものではございません。ただし、今後の感染の拡大状況によっては、さらに活動再開を延期させていただくこともございます。何卒、ご理解ご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。



滋教委高第323号
滋教委特支第164号
滋教委保第106号
令和2年(2020年)3月17日

県立学校長様

県教育委員会事務局高校教育課長
(公印省略)
県教育委員会事務局特別支援教育課長
(公印省略)
県教育委員会事務局保健体育課長
(公印省略)

新型コロナウイルスの感染症拡大防止に関する春季休業期間中の対応について（通知）

このことについて、学年末休業および学年始休業（いわゆる春季休業）の期間における留意事項を下記のとおり取りまとめたので、内容を確認のうえ、適切に対応されるよう願います。

なお、下記の内容については、現時点での判断であり、新型コロナウイルスの感染症拡大の状況によっては、時期や内容の見直しをすることがあることを申し添えます。

記

1 春季休業中の登校日の設定について

- ・3月25日以降に、新年度の準備等のため登校日を設ける場合、学年やクラスを日時などで分けたり、時間短縮をしたり工夫する。
- ・感染症拡大防止対策（登校日の朝の検温、マスクの着用、手洗い・手指の消毒・うがいの実施、部屋の換気等）を生徒に十分指導する。
- ・なお、特別支援学校の登校日を設定する場合の詳細については、別途通知する。

2 春季休業中の部活動について

- ・3月25日以降に部活動を実施することについては、感染症拡大防止対策（登校日の朝の検温、マスクの着用、手洗い・手指の消毒・うがいの実施、部屋の換気等）を十分とったうえで、校内における活動に限定して実施することができる。
- ・この場合においても、合宿や遠征、県内外の他校との練習試合や合同練習、演奏会や展覧会等については中止または4月8日以降に延期するものとする。
- ・詳細は別紙の添付資料に基づくものとする。



別紙

春季休業（3/25～4/7）中の部活動について（3月17日現在）

- ・3月25日以降に、部活動を実施することについては、感染症拡大防止対策を十分とったうえで、校内における活動に限定して実施することができる。
- ・この場合においても、合宿や遠征、県内外の他校との練習試合や合同練習、演奏会や展覧会等については中止または4月8日以降に延期するものとする。

※具体的な留意点

【実施にあたって】

- 健康観察を十分に行い、風邪等の症状がある生徒は参加させない。
- 生徒本人・保護者の意向を尊重し、参加を強制しない。
- 下記の感染拡大防止対策を十分とれないときは、部活動の実施を見合わせる。

【感染拡大防止対策について】

- クラスタ（集団）の発生リスクを下げるための3つの原則（①②③）を守り、登校日の朝の検温、マスクの着用、手洗い、手指の消毒、うがいの実施、部屋の換気等のほか、共用品を使わないなどの感染拡大防止対策を徹底する。
- ① 換気を励行すること
- ② 人の密度をさげること
- ③ 近い距離での会話をできるだけ避けること

例えば

- ・体育館、教室、校舎内等で活動する部活動においては、活動時間を分散させたり、人数を制限するなどして、一つの空間で大勢の生徒が活動しないようにする。また、換気をこまめに行う。
- ・身体接触のある活動、互いに近接して行う活動、器具やボール等を介して接触する活動においては、練習内容や練習方法に配慮するとともに、練習前・休憩時・練習後などに手洗いをしっかり行う。
- ・器具・ボール・楽器等の衛生を保つとともに、ドアノブ等、手で触るところはこまめに拭くようにする。特に楽器については唾液の処理等も適切に行う。
- ・更衣室や部室は、交替で入室するなどして、一度に多数の生徒が着替え等を行わないようにする。
- ・汗を拭くタオルなどは自分以外のものには触れない。（共用しない）

【注意点】

- 屋外での活動自体はリスクが低くても、着替えやミーティングの際に3つの条件（①密閉空間であり換気が悪い、②手の届く距離に多くの人がある、③近距離での会話がある）が重なってしまうことがあるので、十分に注意する。
- 活動場所や更衣室については、使用後に次亜塩素酸を含む塩素系漂白剤を薄めて拭き掃除を行うこと。
- ※ 新型コロナウイルス感染症については、日々状況が流動的に変化していることから、今後の感染の広がりを見ながら、変更があり得ることを申し添えます。
なお、各学校においても、県や文部科学省・厚生労働省等のホームページをこまめに確認していただくとともに、最新の情報を入手していただき、引き続き、児童生徒の安全確保に細心の注意を払ってください。